

自筆証書遺言書保管制度のご案内

～あなたの大切な遺言書を法務局が守ります～

なぜこの制度が必要？

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。そして、自筆証書遺言は、自署さえできれば遺言者のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人に改ざんされる等のおそれ指摘されています。この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。

本制度で保管される遺言書は、**家庭裁判所の検認が不要**となります。

申請手数料は
一件につき
3,900円
です。

お問い合わせ・ご予約は…
金沢地方法務局

供託課

TEL 076-292-7846

小松支局

TEL 0761-22-6300

七尾支局

TEL 0767-53-1721

輪島支局

TEL 0768-22-0426

※

手続は遺言者本人が法務局へ出向いて行う必要があります。

申請には顔写真の付いた身分証明書が必要です。

遺言書の書き方や内容についての相談をお受けすることはできません。

Q. 遺言能力や遺言の内容の有効性など、助言を受けながら作成したいのですが。

A. 公証人が作成する公正証書遺言制度をご利用ください。

※遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することもできます。



遺言書ほかんガルー

法務局手続案内サービス専用HPから、各手続をご予約いただけます。
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は各遺言書保管所（法務局）へお問い合わせいただくか、法務省ホームページをご覧ください。



そうぞく

相続登記はお済みですか？

とうき

相続登記をしないで放っておくと…

- ◆重ねて相続が発生すると権利関係が複雑になる。
- ◆不動産をすぐに売却できない。
- ◆不動産を担保とした融資をスムーズに受けることができない。 など



Q. 不動産を相続する人はどのように決めたいですか？

A. 相続人全員で協議して決める方法や、民法で定められた割合によって、相続人全員で共有する方法があります。また、不動産の所有者が生前にあらかじめ**自筆証書遺言**や公正証書遺言で指定しておくこともできます。

自筆証書遺言につきましては、裏面も御覧ください。

便利な

(※)

各種相続手続には「**相続証明制度**」をご活用ください。

(※) 法定相続人が誰であることを登記官が証明する制度です。

この制度で作成、証明した「相続一覧図の写し」は、各種相続手続に必要な通数を**無料で交付**しますので、**各種相続手続を同時に進めることができます。**

※証明を受けるためには、戸籍書類一式、申出書などが必要となります。詳細はお近くの法務局へお尋ねください。

税務署の
相続税の申告

銀行・ゆうちょ・JA等の
預金払戻し・名義変更など

保険会社・運輸局の
保険金解約・車名義変更など

法務局では、
司法書士会、土地家屋調査士会と連携し、相続登記の促進、空き家対策に取り組んでいます。

石川県司法書士会

遺言、相続放棄、預貯金解約、遺産分割など
相続専門ダイヤル(**相談無料**)

相続電話相談: 076-236-2275

(平日10:00~16:00受付)

司法書士が持ち回りで相談に応じます。

ご希望される場合は、あなたの近くの司法書士をご紹介します。

※相続証明制度も取り扱っています。



石川県土地家屋調査士会

- 土地の境界を確認したい
- 土地の実際の面積を知りたい、土地登記情報の面積を現実の面積に直したい
- 土地の再整備をしたい(合筆・分筆登記)
- 官有(国・県・市)土地の払い下げをしたい
- 建物の新築・増築登記をしたい

電話相談受付: 076-291-1020

(平日10:00~16:00受付)



相続証明制度 (法定相続情報証明制度) の詳しい手続は

法務局ホームページ



をご覧ください。

